



お知らせ

資料提供先	山口県政記者クラブ 山口県政記者会 山口県政滝町クラブ
-------	-----------------------------------

佐波川の「河川協力団体」になりませんか

～河川で活動する団体を支援します～



山口河川国道事務所は、平成25年に創設された「河川協力団体制度」について、今年度の募集を行っています。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を、河川法に基づく団体に指定して、その活動を河川管理者が支援するものです。令和3年度末時点で全国296団体（うち中国地方で31団体、山口県内は3団体）を河川協力団体に指定しています。

県内の河川協力団体は、佐波川または島地川ダム湖周辺で活動されており、佐波川においては、水辺安全教室の開催、河川や親水河岸の清掃・草刈、河川管理者と共同で水生生物調査の実施などを行っています。また、島地川ダム湖周辺においては、公園の維持管理活動や島地川ダムの広報活動などを行っています。

- 募集期間 令和4年10月14日（金）まで
- 募集対象区間 一級河川佐波川水系佐波川及び島地川の国管理区間（別図参照）
- 募集内容の配布及び申請方法
河川協力団体制度についての資料、募集要項及び応募等の様式は、次の2ヶ所で配布いたします。
① 山口河川国道事務所ホームページ
<http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/river/saba/join.html>
② 山口河川国道事務所 河川管理課（防府市国衙一丁目10番20号）
- 募集手続きの問い合わせ先
山口河川国道事務所 河川管理課 電話0835-22-1890

【問い合わせ先】 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

副 所 長（河川）

やまがた こういち
山形 浩一

【担 当】 河川管理課長

せんた ゆうじ
千田 裕司

電話番号 （0835）22-1890

【広報担当窓口】 計画課長

わだ やすまさ
和田 康正





山口駅

佐波川

山口市
徳地総合支所

島地川

島地川ダム

防府駅

富海駅

(別図) 募集対象区間

河川協力団体制度の概要

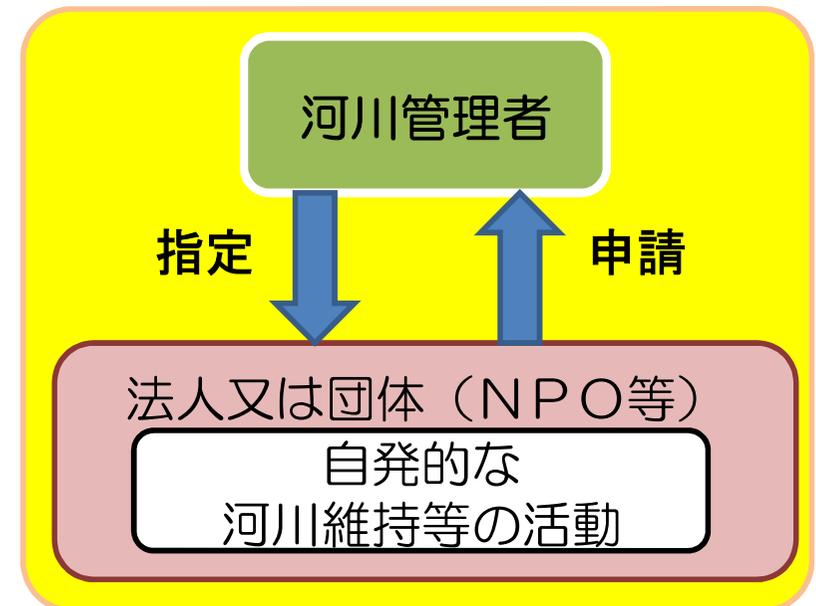
「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

河川法

- 第58条の8（河川協力団体の指定）
- 第58条の9（河川協力団体の業務）
- 第58条の10（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）
- 第58条の11（監督等）
- 第58条の12（情報の提供等）
- 第58条の13（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ピオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

河川法 第99条（地方公共団体等への委託）

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの（次項において「地方公共団体等」という。）に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するもの
に委託可能

《委託の例》

① 「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

② 「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備

魚道の改良

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法 第58条の13 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

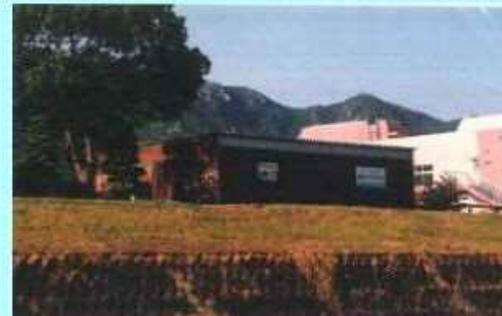
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例 (太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例 (佐波川)

■河川協力団体に指定されると、どう変わる

◆**法律上に規定**されている河川協力団体として指定されることとなります。

◆河川協力団体としての**活動を適正かつ確実に**行うための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。

河川法

第58条の11 監督等

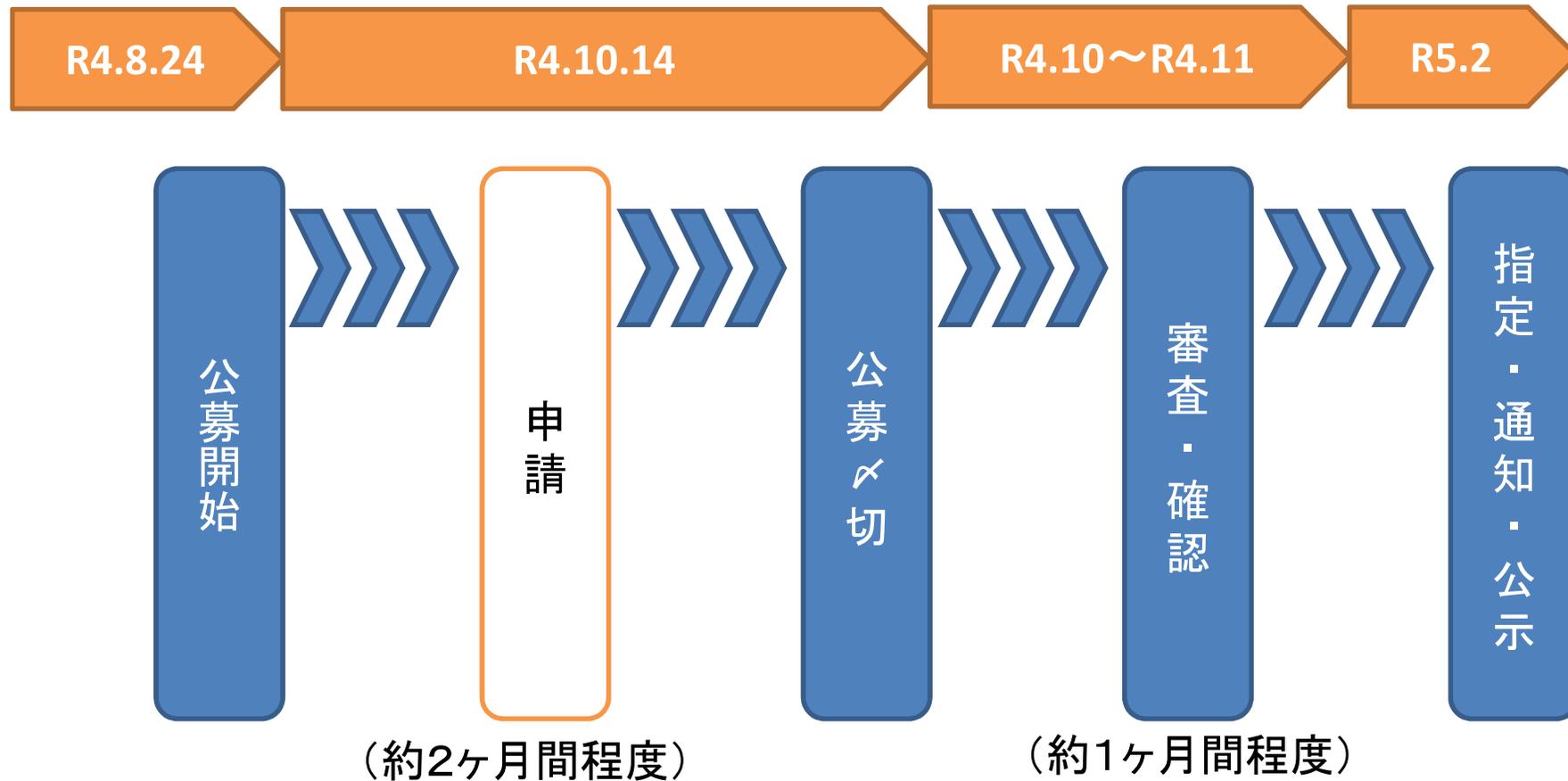
河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告させることができる。（以下、省略）

第58条の12 情報提供等

国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。



■今年度のスケジュール（山口河川国道事務所）



※上記は予定です。審査・確認等に長時間を要する場合があります。

佐波川に学ぶ会 指定番号第8号 (河川協力団体活動報告 山口河川国道事務所)

【活動概要】 佐波川に学ぶ会は、佐波川に関する学習を計画的・継続的・体験的に行い、河川への理解・認識を深めるために様々なイベントを行っています。平成27年度は初めての試みとして、河川管理者が行う『水辺安全教室』『水生生物調査』を佐波川に学ぶ会の河川愛護イベント『佐波川で遊ぶカレー大作戦』と共同開催しました。その他にも川に親しみ、川の大切さを学ぶ川の勉強会(園児・小学生)や、河川敷の除草やゴミ拾いを行うなど幅広く活動しています。

主な活動内容



平成27年8月1日 防府市で河川愛護イベントを実施しました。参加者134人



平成27年4月15日 安全利用点検



除草などの河川美化活動



河川勉強会を実施

河川管理への協力

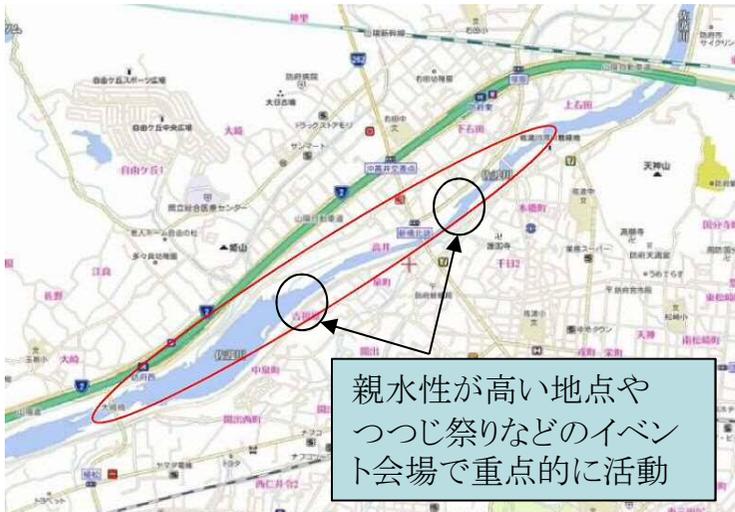
- ・地域住民の河川に対する関心を高めるとともに、よりよい河川環境づくりを目的とした河川勉強会を開催し、知識の普及・啓発に役立っています。
- ・安全利用点検や除草を行い、河川維持及び河川環境美化に貢献しています。

澤田建設株式会社【活動名：佐波川SDGs】 指定番号33号 河川協力団体活動報告(佐波川水系 山口河川国道事務所)

澤田建設株式会社(佐波川SDGs)は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指し、団体の活動拠点である佐波川において、河川環境保全活動を行っている。

主な活動としては、佐波川下流部の河川敷の清掃活動のほか、地域交流と清掃活動が一体となったイベント「佐波川流域大平山ふれあいの森づくり」に参加し、防府市と協力し、河川愛護の意識向上を図り、河川流域の美化を行っている。

主な活動場所



主な活動内容

佐波川流域大平山ふれあいの森づくりへの参加



SDGs とは

SDGsとは、人類がこの地球で暮らし続けていくために、達成すべき目標と活動のことを指します。

目標の達成のためには地域に暮らすみなさんの協力が必要です。

持続可能な世界を達成するために何ができるかを、私たち一人一人が考えることがとても大切です。一人の力は小さくても、多くの人びとが力を合わせれば、とても大きな力になるでしょう！

参考URL (SDGs日本政府の取組み)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html>

ミズベリング参加の様子



佐波川一斉清掃への参加



和田の里づくり推進協議会 指定番号34号 河川協力団体活動状況(佐波川水系 山口河川国道事務所)

和田の里づくり推進協議会は、住民相互の民主的な協議に基づき、心豊かな住みよい地域社会を築くことを目的に活動している団体である。

主な活動としては、島地川ダム湖周辺公園の維持管理活動のほか、山口河川国道事務所の島地川ダム見学会の補助や、「島地川ダムカレー」やダム貯蔵による島地川ダムの広報PR活動を実施している。

主な活動場所



ダム湖周辺の公園やトイレの清掃をし、ダム環境の向上・美化活動

主な活動内容

ダムカレー広報



ダムを使った貯蔵広報

～ 和田の里タイムカプセル2020 実施方法 ～

◎保存方法：2020年12月下旬より島地川ダムの地下庫にて、10年間保存してもらいます。
和田地区ならではのタイムカプセルの保存方法「ダム貯蔵」。これも史上初！?

和田の里タイムカプセル2020の開封は…
「2030年10月20日(日)和田総合まつり」で！
「和田の里タイムカプセル2020」にお申し込みの方は、2030年和田総合まつりにワクワクしながらお越しください。10年前のあひだの想いが伝えます。お楽しみに！ 多くのご参加をお待ちしています。



ダム湖周辺の清掃 (写真は黒川公園)



イベントの様子(ダム見学会の呼び込みなどの補助)

